

流山市手数料条例の一部を改正する条例（案） に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市手数料条例の一部を改正する条例（案）についての意見等募集

2 目的

建築関係法令に関する審査等に係る手数料の新設について、市民等の皆さまからの意見を募集することを目的としています。

3 背景及び趣旨

最近の大規模火災や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全の確保、既存建築物ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して建築基準制度が見直されています。平成30年6月27日に建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号。以下「改正法」という。）が公布され、公布後3か月及び1年以内に施行されます。

法改正に伴い、建築物の許可及び認定規定が見直されたことから、審査に係る手数料について必要な事項の新設を行います。

なお、新手数料の施行は、平成30年9月25日に改正法が施行された部分については条例の公布日、改正法の公布日から1年以内に施行が予定されている部分については改正法の施行日とします。

4 内容

定める手数料は別紙1のとおりです。

5 手数料の算出根拠

人件費と諸経費（印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、建築審査会費、公聴会費等）の合計としました。

（算定根拠の一例は別紙2のとおりです。）

6 意見等を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

7 意見等募集期間

平成30年11月21日(水)～平成30年12月20日(木)

郵送の場合は、平成30年12月20日必着でご提出ください。

8 公表の方法等

(1) 閲覧場所

- ア 市役所第2庁舎2階建築住宅課
- イ 市役所第1庁舎2階総務課情報公開コーナー
- ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館
- エ 生涯学習センター

(2) 流山市ホームページ

9 御意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式に住所、氏名又は名称、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールにより提出し、又は担当課へ直接お持ちください。お寄せいただきました御意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表します(個別回答はしません。)

10 その他

- (1) パブリックコメントに対して寄せられた御意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は御意見本文中に記載しないでください。
- (2) 電話・口頭での御意見等は、パブリックコメントとして扱いません。

1 1 問合せ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部建築住宅課（市役所第2庁舎2階）

TEL：04-7150-6088

FAX：04-7159-0954

電子メール：kenchikushidou@city.nagareyama.chiba.jp